

柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉 指摘事項に対する回答一覧表
(保管場所・アクセスルート)

□ についてご説明。

No.	会合 実施日	指摘事項	回答状況	資料No.	頁	回答内容
1	-	【説明事項】 荒浜側防潮堤を自主としたことによる保管場所・アクセスルートへの影響について	本日回答	資料1-2-2	P400～403	補足14 荒浜側防潮堤を自主としたことによる保管場所、アクセスルートの変更について説明。
2	2015/7/23	アクセスルートと防火帯の間で火災が発生してもアクセスルートに影響を与えないことを説明すること。	本日回答	資料1-2-2	P67	4. (4)② 2)c. 表16-3 防火帯内側の植生火災について評価した結果アクセスルート及び及び可搬型設備に影響がない旨記載。
3	2015/7/23	土のうによる段差解消等の検証について、有効性評価との関連がわかるよう、位置付けを明確にすること。	本日回答	資料1-2-2	P139,140	7. (1)1)c. 7. (1)3) 通行に支障のある段差について、重機による段差復旧を考慮した場合でも有効性評価に影響のないことを確認していることを記載。
4	2015/7/23	緊急時対策所として使用しない既設棟の運用について説明すること。(保安規定の説明時等)	対象外	-	-	他社固有コメントのため対象外
5	2015/7/23	NRW焼却炉用プロパンガスボンベがアクセスルートに影響しないとしていることについて、耐震性や外部火災との関係を含めて再整理すること。	対象外	-	-	他社固有コメントのため対象外
6	2015/7/23	ホースの引き回しを含めて、重大事故等対策要員等の移動経路について説明すること。(技術的能力説明時)	対象外	-	-	当社資料では対策要員の移動経路を含めたアクセスルートについて説明しているため対象外。
7	2015/7/23	ルート近傍に油を保管しないとの管理方針であるが、油に限らず緊急時対処に影響がないという点で管理方針を見	対象外	-	-	廃炉プラントに関連した指摘であるため対象外。
8	2015/7/23	迂回ルートとして使用する可能性のある防火帯が斜面の厳しいところがないか整理して説明すること。	対象外	-	-	迂回ルートで防火帯を使用することを想定していないため対象外。
9	2015/7/23	サブルートがメインルートに完全にカバーできているわけではないので、防潮壁の手前等のルートもアクセスルートとして利用できるか検討すること。ルートの設定が困難であれば可搬型設備が効果を発揮する位置を示すこと。	対象外	-	-	他社固有コメントのため対象外。
10	2015/7/23	段差を通過しても積載される可搬ポンプ等が健全であることを説明すること。	本日回答	資料1-2-2	P215	別紙12 段差通行を考慮した上で耐震性能試験を行う旨記載。
11	2015/7/23	径の違うホース等について、いざとなったら他の場所でも使えるといったような使い回しについても検討すること。	本日回答	資料1-2-2	P19	3. (2)表4-1 60mmホースと75mmホースの接続治具を予め準備していることを追記
12	2015/7/23	基準の制定経緯を考慮して、可搬設備の台数を再考すること。(屋外にあるものは基本 $2N + \alpha$)	本日回答	資料1-2-2	P16～21	3. (2) $2n + \alpha$, $n + \alpha$, n の可搬型設備の保管の考え方を記載の上表4-1, 表4-2にその数量を記載。
13	2015/7/23	事象が直ちに15条事象になった場合を考慮して、県の防護措置とバッティングしないようにすること。	本日回答	資料1-2-2	P270	別紙26 3. (3) 住民避難がなされている場合の要員参集について、原則、住民避難に影響のないよう行動する旨記載。
14	2015/7/23	アクセス道路復旧後の車両の通行性に関して、具体的にすれ違うスペースを確保する場所が決まり次第説明すること。	本日回答	資料1-2-2	P139	7. (1) 1) c. アクセスルート復旧後の通行幅は3mとなるが、タンクローリーを除き、可搬型設備は設置場所に移動する際の住路のみ、タンクローリーについても約3日間はプラント側の軽油タンクで補給するため影響はない旨反映済
15	2015/7/23	車両のすれ違いができない場合には、それによる時間遅れを考慮して所要時間を説明すること。	本日回答	資料1-2-2	P17～21	3. (2)表4-1, 表4-2 各設備に対し、定義が分かる記載とした。
16	2015/8/18	可搬機器設置数のNの定義を各機器に対して説明すること。	本日回答	資料1-2-2	P17～21	3. (2)表4-1, 表4-2 各設備に対し、定義が分かる記載とした。
17	2015/8/18	海水取水場所で6、7号炉間が70mと100m以下となっている。この海側取水場所が使用できない場合、5号炉からの取水の可能性について説明すること。	本日回答	資料1-2-2	P393～396	補足12 海水取水場所での取水が出来ない場合の代替手段について、代替原子炉補機冷却系を例に3パターンのケースを用いて対応手段を説明するとともに、5号炉からの取水についても大容量送水車を用いる旨説明。
18	2015/8/18	想定破損時のアクセス性については、内部溢水の審査時に説明すること。	本日回答	資料1-2-2	P126	5. (4) 2) 内部溢水影響範囲の想定破損では、重大事故に至らないため、本アクセスルートの評価においては基準地震動を考慮して評価する旨記載。
19	2015/8/18	屋外作業中やアクセス移動中において、通信機器(無線機、衛星電話等)が確実に機能することを確認し説明すること。なお、次回の現地調査にて、通信機能の確認を行う予定。	本日回答	資料1-2-2	P379	補足9 無線連絡設備の現場確認結果について新たに追加した徒歩ルートも確認したことからの結果を説明。
20	2015/8/18	発電所外からの要員参集に要する時間については、柏崎エネルギーホール等の参集場所を経由することを考慮して、説明すること。	本日回答	資料1-2-2	P267～275	別紙26 要員参集に要する時間を参集場所を経由し、30分の情報収集時間を経ての移動時間とした評価とした。
21	2015/9/10	1～7号基同時発災時におけるアクセスルートの錯綜性を説明すること。	次回回答			
22	2015/9/10	追加されたアクセスルート、徒歩ルート、一時避難場所の頑健性、耐環境性について整理して説明すること。	本日回答	資料1-2-2	P347～367	補足7 一時退避場所について、地震に対し利用が見込めることや通常の出入管理の動線上にあり地震以外で見込めることなどから設定。 アクセスルートについては中央交差点が使用できない場合も想定し、荒浜側から大湊側へのアクセスの多様性確保の観点から徒歩ルートを追加。 洞道ルートの環境について追記。

□ についてご説明。

No.	会合 実施日	指摘事項	回答状況	資料No.	頁	回答内容
23	2016/6/21	可搬型設備の保管場所・アクセスルート設定、海水取水箇所について、サイト特性を踏まえて説明すること。	対象外	-	-	他社固有コメントのため対象外
24	2016/6/21	防潮堤の両端部からの遡上津波の回り込みを考慮した設備等への影響を説明すること。	対象外	-	-	他社固有コメントのため対象外
25	2016/6/21	敷地への津波遡上後の可搬型重大事故等対処設備のアクセス性、常設重大事故等対処設備の頑健性、人的過誤、CDFに現れていない事象等について詳細に説明すること。	対象外	-	-	他社固有コメントのため対象外
26	2016/9/13	沈下量だけでなく、地中構造物への浮力も考慮して、アクセスルートへの影響を説明すること。	次回回答			
27	2016/9/13	有効性評価における可搬型SA設備使用の成立性は、最も時間が長くなる場合を想定し説明すること。	次回回答			
28	2016/9/13	液状化に伴う沈下により生じる保管場所の傾斜量及びその算出過程を示すこと。	次回回答			
29	2016/10/13	液状化の影響範囲と対策の規模、浸水範囲等を示した上で影響がないことを説明すること。また、重大事故対策や大規模損壊対策の評価条件が変わると考えられることから、詳細な根拠を基に影響がないことを説明すること。	次回回答			
30	2016/11/29	沈下想定について、遡上解析上は保守的な一様沈下を考慮するとしても、SA対策(特にアクセスルート)の実現性の観点からは、一様沈下よりも詳細な沈下分布を示すこと。	次回回答			
31	2016/11/29	保管場所及びアクセスルートに対する地震影響の検討(免震重要棟、電気洞道等含む)で評価する沈下量の設定に対する考え方の方向性を整理して説明すること	次回回答			
32	2016/11/29	荒浜側が津波により浸水することを想定した場合、1～4号機の原子炉建屋及び制御建屋に加え、廃棄物処理施設やボイラなど、常用系の施設もある。これらが浸水したとしても、今回申請がなされている6、7号のSA対策に影響が出ないことを説明すること。	次回回答			
33	2016/12/15	自主整備防火帯を自主とする理由と、新たに追加したアクセスルートにクレジットをとる理由を詳細に説明すること。	本日回答	資料1-2-2	P400～403	補足14 これまで自主整備防火帯として説明した範囲について防火帯とし、内側の防火帯を自主扱いにすることで再整理。
34	2016/12/15	新たに追加したアクセスルートが浸水しないことを説明すること。	本日回答	資料1-2-2	P400～403	補足14 新たに追加したアクセスルートは、浸水を防止する敷地高さ(T.M.S.L+12m)よりも高所をアクセスルートとして設定することとした。
35	2016/12/15	5号緊対所へのアクセスルートは複数箇所設定すること。	本日回答	資料1-2-2	P400～403	補足14 5号炉原子炉建屋内緊急時対策所へのアクセスルートは2ルート確保している旨説明。